

## 事故通知・保険金請求について

- ① 顧問・職員が、高体連ホームページより「事故通知書兼団体総合補償制度費用保険金請求書」をダウンロード
- ↓
- ② 顧問・職員が「事故通知書兼団体総合補償制度費用保険金請求書」の①・②を記入し  
専門委員長および奈良県高体連事務局にFAXをする。(事故日から30日以内にFAXする)
- ↓
- ③ 奈良県高体連事務局は内容を確認し、証券番号を記入および会長印を捺印の上、チャブ保険へFAXをする。
- ↓
- ④ チャブ保険事故担当者より被補償者(ケガ等をされた方)に、必要書類を郵送致します。
- ↓
- ⑤ 被補償者(ケガ等をされた方)が、治療終了後、チャブ保険から受け取った書類に必要事項を記入の上、  
チャブ保険へ郵送する。
- ↓
- ⑥ チャブ保険が、被補償者(ケガ等をされた方)の指定先口座へ保険金を支払う。
- ↓
- ⑦ 支払完了後、チャブ保険より奈良県高体連事務局・被補償者(ケガ等をされた方)へ、支払い完了はがきを送付。
- ↓
- 補償完了

### 被補償者がケガをされた場合のフローチャート

